

## 令和5年5月8日以降の 四国医療専門学校における 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針について（初版：2023-5.8）

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）は、政府の方針に基づき、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）上の5類感染症に移行する。

令和5年4月28日付けの文部科学省からの「令和5年5月8日以降の専門学校等における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」を踏まえて、四国医療専門学校における感染症対策の基本方針については、下記のとおりとする。

- |  |
|--|
| <p>1. 感染症対策の考え方については、感染症法を踏まえて次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 感染症の5類感染症への移行後においても、引き続き、日常的な次の対策を講じることとする。<ul style="list-style-type: none"><li>① 学生、教職員、非常勤講師及び関係者の健康状態の把握をすること。</li><li>② 適切な換気の確保を行うこと。</li><li>③ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行うこと。</li><li>④ 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とするが、感染症予防のため、マスクの着用を推奨すること。</li></ul></li></ul> |
| <p>2. 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、次の措置を一時に講じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。</li><li>② 学生間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること。</li></ul>   |
| <p>3. 感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 学生の感染が判明した場合には、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく出席停止の措置を講じること。その際、学生が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行うこと。</li></ul>   |
| <p>合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、学校長の判断により、引き続き、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、学校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことが可能であること。</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ そのほか、出席停止等の取扱いに関する詳細については、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を参照すること。</li></ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校の臨時休業については、感染対策上の意義や、実施する範囲や条件を事前に明確にし、公表しておくとともに、学生の学びの保障の観点等に留意しつつ、学校長が必要な範囲、期間において機動的に対応を行うこと。</li><li>○ 感染症の感染状況により、必要に応じて、各校舎・学年・クラス単位の一定期間の臨時休業及び遠隔授業等の実施について、柔軟な対応を行うこと。</li></ul>  |
| <p>4. 学校における対応については、文部科学省改定の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」を必要に応じて参考にする。</p>  |